

各種保険料(税)について お知らせ

後期高齢者医療保険制度、国民健康保険、介護保険制度は病气やけがをした場合や介護が必要になった場合に安心して医療や介護サービスを受けることができるよう、被保険者(加入者)が普段から保険料(税)を納め、医療費や介護サービスにかかる費用の負担を支え合う、助け合いの制度です。必ず納期限内に納めていただき、健全な運営にご協力をお願いします。

後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療保険料は、宮城県後期高齢者医療広域連合で次の方法により被保険者ごとに決まります。

後期高齢者医療保険料の計算方法

	計算方法
①所得割額	(前年の所得 - 33万円) × 7.97%
②均等割額	1人当たり 42,240円

国民健康保険税の計算方法

	医療給付費分	後期支援金分	介護納付金分 (40歳～65歳未満)
①所得割額	(前年の所得 - 33万円) × 6.31%	(前年の所得 - 33万円) × 2.44%	(前年の所得 - 33万円) × 1.94%
②均等割額	被保険者数 × 25,100円	被保険者数 × 9,700円	被保険者数 × 9,900円
③平等割額	1世帯当たり 17,600円	1世帯当たり 6,800円	1世帯当たり 5,000円

※勤務先の健康保険を脱退・加入した場合は、速やかに健康増進課へ国民健康保険加入・脱退の届け出をしてください。

国民健康保険税

国民健康保険税は世帯を単位として、被保険者数と所得金額を基に計算します。なお、40歳から65歳未満の加入者には介護納付金分が合算されて決まります。

介護保険料の計算方法

所得段階	対象者	年間保険料
第1段階	・生活保護受給の方および老齢福祉年金受給者で市民税非課税世帯の方 ・世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	21,500円
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方	35,900円
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で、第1段階・第2段階に該当しない方	50,300円
第4段階	・世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	64,700円
第5段階	・世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	71,900円
第6段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	86,300円
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	93,500円
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	107,900円
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の方	122,300円
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上の方	125,900円

介護保険料(65歳以上の方)

介護保険料は、所得の低い方などの負担が大きくなるように、本人の所得、市民税課税状況や世帯の市民税課税状況に応じて個人ごとに決まります。

問／税務課 (☎内線243・246)

8月1日からの各種更新について

①国民健康保険高齢受給者証
現在の高齢受給者証(緑色)の更新に伴い、今月中に新しい受給者証(桃色)を郵送します。

問／健康増進課
(☎内線343・344)

②後期高齢者医療保険制度の保険証
現在の後期高齢者医療保険制度の保険証(オレンジ色)の更新に伴い、今月中に新しい保険証(緑色)を郵送します。

問／健康増進課
(☎内線343・344)、
県後期高齢者医療広域連合
(☎022126611021
・1026)

③介護保険負担割合証
現在の介護保険負担割合証(桃色)の更新に伴い、今月中に新しい負担割合証(黄色)を郵送します。介護保険サービスを利用する際の負担割合が変更になる方もいます。

問／介護福祉課
(☎2413016)

※いずれも手続きは不要です。現在お持ちのものを返却する必要ありません。